

建設工事に係る業者評価制度について

平成23年1月8日に発覚した町発注工事における贈賄未遂事件により、日高川町ではこのような事態が二度と起こらないようにするため、今後の入札制度の更なる公平性、透明性、競争性の確保に向けて、町内業者の育成をも視野に入れながら構築を図っていく。

業者評価制度については、和歌山県業者評価制度に準拠し、町点数を加算した評価点数で、上位点数からランク付けをする。

(日高川町独自評価点数)

- 異常気象時取り組み点数
：台風等の異常気象時の待機対応があった場合、1件につき10点、60点を上限に加点
- 防災訓練取り組み点数
：防災訓練等への参加があった場合、1件につき10点を加点
- ボランティア活動取り組み点数
：ボランティア活動参加人数につき1点を加点
- 地域経済への貢献点数
：日高川町商工会の会員であるもの10点を加点
- 町工事成績点数
：町の工事成績評定点65点を基準として-60点～+110点の間で加点・減点を行う。
- 高得点町工事成績点数
：工事成績評定点が75点以上の場合、30点を加点（30～60）
- 町内商工業者取引割合点数
：消耗品費等の経費に係る町商工会加入事業所との取引高割合をもって5点から20点の加点を行う。（70%以上 20点）（50%以上70%未満 10点）（30%以上50%未満5点）（30%未満 0点）

* 総合評価落札方式における落札者決定基準の評価項目について

- 地域貢献として日高川町内商工業者との取引割合の評価を行う。
平成23年台風12号の教訓を得て、災害時等緊急対応をスムーズにするため
- 代表者の居住地について評価（代表者とは、日高川町内に本店がある代表者を指す。）
- 配置予定技術者（主任技術者）の居住地について評価（配置予定技術者は、本店の有無は問わない。）
- 日高川町との間で締結した、「大規模災害時における応急対策業務に関する協定」及び、「災害時における応急対策業務に関する応援協定」に基づく災害応急対策協力者であることが確認できる者を加算評価する。